

保 存 版

# P T A 細 則



2026年度版

宝塚市立すみれが丘小学校 P T A

※卒業されるまで大切に保管してください。

# すみれが丘小学校 P T A細則

I 任意入退会についての内規

II 役員・会員種別選出内規

III 慶弔に関する内規

IV P T A会費に関する内規

## P T A細則について

P T A細則は、P T A規約第 10 章「付則」第 31 条に定められる通り、運営委員会の承認を得て、事務局により P T A規約とは別に定めることができるものとする。

※詳細については各項目の説明をご参照下さい。

## I 任意入退会についての内規

1. 本会に入会を希望する者及び退会を希望する者は、この細則の定めるところに従って手続きを行なうものとする。
2. 本会に入会を希望する者は、本会PTA事務局宛に、同意する旨の「入会についての同意確認書」を提出すること。
3. PTA事務局より入会の承認を得た者は、会費を納入しなければならない。
4. 入会についての同意内容に変更または、退会を希望する者は、本会PTA事務局宛に、「入会についての同意確認書」を提出し直すこと。年度途中でも可能とするが未納の会費がある場合は、速やかに納入しなければならない。但し、子の卒業や転出、または教職員の勤務校の異動や退職した場合は自動退会とする。
5. 「入会についての同意確認書」にて意思確認を毎年度するものとする。

## II 役員・会員種別選出内規

### 1. 事務局役員について

- (1) 旧年度中にPTA会員の中から事務局役員を選出する。役員の構成および人数は、当該年度の活動内容に応じて柔軟に定めるものとする。役員は互選により、会長・副会長・書記・会計の役割を定める。なお、必要に応じて一人が複数の役割を兼務することができる。また、本会の運営に必要な活動は、役員のほか、会員の協力により分担して行うことができる。
- (2) 役員及び会計監査に欠員を生じた場合は、以下の方法により対応することを原則とする。
  - ①会長欠員の場合は、副会長が代行する。なお、必要に応じて複数名による共同代表体制により活動を行うことができる。
  - ②会長以外の役員欠員の場合は、運営委員会において協議し、補充または役割の再分担を行う。
  - ③会計監査員欠員の場合は、運営委員会で審議し補充する。

### (3) 選出方法

- ・立候補者とする。
- ・立候補者が必要数に満たない場合は再募集を行う。

### 2. 運営サポーター会員、ボランティア会員について

全保護者（1年生～6年生）向けに配布・配信される「入会についての同意確認書」にて保護者の意思より選択され決定する。

### 3. 賛助会員について

- (1) 全保護者（1年生～6年生）向けに配布・配信される「入会についての同意確認書」にて保護者の意思より選択され決定する。
- (2) 総会等の議決権は持たない。

## Ⅲ 慶弔に関する内規

- |                          |        |  |
|--------------------------|--------|--|
| <input type="checkbox"/> | ご不幸    | ・職員、保護者、児童 5000円<br>・その他については弔電とする。<br>※香典以外に密等は、その都度協議する。 |
| <input type="checkbox"/> | お見舞い   | その都度、協議によって決める。  |
| <input type="checkbox"/> | 災害     | その都度、協議によって決める。  |
| <input type="checkbox"/> | その他の慶弔 | その都度、協議によって決める。  |
| <input type="checkbox"/> | 会葬     | その都度、協議によって決める。  |

## Ⅳ PTA会費に関する内規

### 1. PTA会費徴収について

「入会についての同意確認書」をもって同意した者は会費を納めるものとする。

「入会についての同意確認書」の提出時期は下記の通りとする。

- (1) 在校生については、当該年度の事務局が定め、事前に会員へ周知した期日まで
- (2) 教職員については異動時
- (3) 転入生については随時

会費の徴収については下記の通りとする。

- (4) 既に納入した会費は、年度途中の入退会、転出等の理由であっても原則返金しないこととする。
- (5) 途中転入により新たに会員となったものからの徴収は転入した年度は徴収しないこととする。

### 2. 複数児童在籍時の徴収方法について

一家庭において複数の児童が在籍する場合、一番下の児童より徴収する。

平成11年(1999年) 2月3日改訂  
平成12年(2000年) 2月23日改訂  
平成14年(2002年) 2月13日改訂  
平成16年(2004年) 2月4日改訂  
平成16年(2004年) 12月1日改訂  
平成17年(2005年) 11月25日改訂

平成21年(2009年) 3月11日改訂  
平成22年(2010年) 6月10日改訂  
平成24年(2012年) 10月11日改訂  
平成27年(2015年) 2月12日改訂  
平成27年(2015年) 12月10日改訂  
令和4年(2022年) 11月1日改訂  
令和5年(2023年) 11月27日改訂  
令和6年(2024年) 2月9日改訂  
令和6年(2024年) 12月20日改訂  
令和8年(2026年) 4月30日改訂